

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

一	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）	1
二	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）（抄）	2
三	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）	19
四	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）（抄）	20
五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	20
六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）	21

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く。）をいう。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名バラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名EPN）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二 ジクロロエタン
- 十四 一・一 ジクロロエチレン
- 十五 シス 一・二 ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 一・三 ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二クロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S 四 クロロベンジル^{||}N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(指定物質)

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 塩化ビニルモノマー
- 十 アクリルアミド
- 十一 アクリル酸
- 十二 次亜塩素酸ナトリウム
- 十三 二硫化炭素
- 十四 酢酸エチル
- 十五 メチル ターシヤリ ブチルエーテル(別名MTBE)
- 十六 トランス 一・二 ジクロロエチレン
- 十七 硫酸
- 十八 ホスゲン
- 十九 一・二 ジクロロプロパン
- 二十 クロルスルホン酸
- 二十一 塩化チオニル
- 二十二 クロロホルム

- 二十三 硫酸ジメチル
- 二十四 クロルピクリン
- 二十五 りん酸ジメチル[〓]ニ・ニ ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
- 二十六 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
- 二十七 一・四 ジオキサソ
- 二十八 トルエン
- 二十九 エピクロロヒドリン
- 三十 スチレン
- 三十一 キシレン
- 三十二 パラ ジクロロベンゼン
- 三十三 N メチルカルバミン酸ニ セカンダリ ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 三十四 三・五 ジクロロ N (一・一 ジメチル ニ プロピニル) ベンズアミド(別名プロピザミド)
- 三十五 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
- 三十六 チオりん酸O・O ジメチル O (三 メチル 四 ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
- 三十七 チオりん酸S ベンジル O・O ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
- 三十八 一・三 ジチオラン ニ イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
- 三十九 チオりん酸O・O ジエチル O (ニ イソプロピル 六 メチル 四 ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
- 四十 チオりん酸O・O ジエチル O (五 フェニル 三 イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
- 四十一 四 ニトロフェニル ニ・四・六 トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 四十二 チオりん酸O・O ジエチル O (三・五・六 トリクロロ ニ ピリジル)(別名クロルピリホス)
- 四十三 フタル酸ビス(ニ エチルヘキシル)
- 四十四 エチル[〓](Z) 三 「N ベンジル N 「メチル(一 メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ」チオ
「アミノ」プロピオナート(別名アラニカルブ)
- 四十五 一・二・四・五・六・七・八・八 オクタクロロ ニ・三・三a・四・七・七a ヘキサヒドロ 四・七 メタノ 一H イ
ンデン(別名クロルデン)
- 四十六 臭素
- 四十七 アルミニウム及びその化合物
- 四十八 ニツケル及びその化合物
- 四十九 モリブデン及びその化合物
- 五十 アンチモン及びその化合物

- 五十一 塩素酸及びその塩
- 五十二 臭素酸及びその塩

別表第一 (第一条関係)

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘さく用の泥水分離施設
- 一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設

- 口 洗淨施設
- 八 湯煮施設
- 二 濃縮施設
- ホ 精製施設
- へ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗淨施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - 二 分離施設
 - ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗淨施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - 二 ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - へ 蒸りゆう施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - 二 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗淨施設

- 八 圧搾施設
- 二 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 十六 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう

- ホ シルケツト機
- ヘ 漂白機及び漂白そう
- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設
- 八 原料回収施設
- 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 二十一の四 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
- 八 碎木機
- 二 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設

- 又 湿式纖維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破砕施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設

- 又 廃ガス洗淨施設
- ル 湿式集じん施設
- 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸りゆう施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗淨施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗淨施設
- 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗淨施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸りゆう施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗淨施設及びろ過施設
- 三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗淨施設
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設

- 八 遠心分離機
- 二 静置分離器
- ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
- ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
- リ 廃ガス洗浄施設
- 又 湿式集じん施設
- 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ る過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 蒸りゆう施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ る過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設

- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
- リ ニ エチルヘキサールアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
- ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設
- 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗浄施設
- 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

- 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
- 八 ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
- 二 廃ガス洗浄施設
- 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
- 八 分離施設
- 二 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設
- 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
- 五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸りゆう施設
- 八 脱硫施設
- 二 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設
- 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
- 八 タンニンづけ施設
- 二 クロム浴施設
- ホ 染色施設

- 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機
- 八 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
 - 五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
 - 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
 - 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
 - 五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破砕施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - 八 酸処理施設
 - 二 脱水施設
- 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破砕施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
- 八 圧延施設
 - 二 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設
- 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 - 八 焼入れ施設
 - 二 水銀精製施設

- ホ 廃ガス洗浄施設
- ヘ 湿式集じん施設
- 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 六十六 電気めつき施設
- 六十六の二 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゆう房施設
 - ロ 洗たく施設
 - ハ 入浴施設
- 六十六の三 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- 六十六の五 飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十七 洗たく業の用に供する洗淨施設
- 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
- 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ちゆう房施設
 - ロ 洗淨施設
- 八 入浴施設
- 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 六十九の三 地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
- 七十の二 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 七十一 自動式車両洗淨施設
- 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定める

ものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設

七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

別表第三（第五条関係）

一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設

二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設

三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設

四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設

五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設

六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供する二、ホ及びハの施設

七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの

八 別表第一第八号に掲げる施設

九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及び二の施設

- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びへの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設
- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、燐酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
- 二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
- 二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設
- 二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設
- 二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設
- 二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設
- 二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 三十 別表第一第五十二号に掲げる施設
- 三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設
- 三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
- 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 三十四 別表第一第六十六号の二から第六十七号までに掲げる施設
- 三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設
- 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
- 三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合に於ては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第九条の二 法第十二条の二第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の三から第六十六号の七まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 二 ダイオキシン類対策法特定施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出な

ればならない。

5 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

13 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

14 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ(ル)に規定する場合にあつては、(1)を除く。及び口並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。)(以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

(1) 廃プラスチック類(自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)(若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(環境大臣が指定するものを除く。)(の破砕に伴つて生じたものをいう。以下同じ。)(、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)(及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの(別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。)(をいう。以下同じ。)(であるものを除く。)(

(2) 第二条第五号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「ゴムくず」という。)(
(3) 第二条第六号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたもの(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)(

(4) 第二条第七号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたもの(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る。)(、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。)(

(5) 第二条第九号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。)(
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

口 (略)

八 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所)であることの表示がなされている場所で行うこと。

(1) 燃え殻又はばいじん(第六条の五第一項第三号イ(1)に規定するものを除く。)(であつて、水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(を処分するために処理したもの(環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(

(2) 燃え殻又はばいじん(第六条の五第一項第三号イ(2)に規定するものを除く。)(であつて、別表第四の二の項から六の項までの第四欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(

(3) 汚泥(第六条の五第一項第三号イ(3)に規定するものを除く。)(であつて、水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(を処分するために処理したもの(環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(

(4) 汚泥(第六条の五第一項第三号イ(4)に規定するものを除く。)(であつて、別表第五の二の項から六の項まで、八の項及び二三

の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(5) 汚泥（第六条の五第一項第三号イ（5）に規定するものを除く。）であつて、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

二 八(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

ホ 二に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号口の規定の例によること。

ヘ 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

ト 有機性の汚泥（公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したもの及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。）の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

チ 廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

リ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びヨによるほか、第三条第三号ヲ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲ 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル（当該産業廃棄物のうち、おおむね四十八パーセント以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね五十センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

(1) 有機性の汚泥

(2) 第二条第四号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）

(3) 第二条第四号の二に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(4) 第二条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）

- (5) 第二条第十一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限り。）
- (6) (1) から(5)までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの
- ワ 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。
- カ 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号トの規定の例によること。
- キ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。
- ク 最終処分場（第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。
- ケ 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- タ 八(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り、八(1)に掲げるものを除く。）又は八(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り、八(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- チ 八(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り、八(5)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- ツ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限り、）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。
- テ 感染性産業廃棄物を第六条の五第一項第二号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
- ト 廃ポリ塩化ビフェニル等の第六条の五第一項第二号ニの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
- ナ ポリ塩化ビフェニル汚染物の第六条の五第一項第二号ホの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
- ニ ポリ塩化ビフェニル処理物の第六条の五第一項第二号ヘの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
- ハ 廃石綿等を第六条の五第一項第二号トの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

四・五 ウ 八からムまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。
(略)